

香取広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例

令和5年3月22日

条例第6号

香取広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成13年香取広域市町村圏事務組合条例第2号）の全部を改正する。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定による職員の勤務時間、休日及び休暇については、香取市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成18年香取市条例第32号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。